

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第16号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第16号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 昨日の一般質問のところで訂正のお願いがございます。

河川の立木の伐採というところで29年8月末の大雨という通告、そしてまた通告しました。正確は28年8月末でございますので、訂正のほど、おわび申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 承認いたします。

今の質問の内容については、事務局、お願いたします。

では、続けます。提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、報告第16号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について御説明いたします。

次ページの専決処分書をごらん願います。

1、契約の目的。赤浜地区公民館・復興まちづくり支援施設建設工事。

2、契約の相手方。岩手県盛岡市津志田中央一丁目3番28号、日本住宅株式会社代表取締役滝村照男でございます。

3、変更内容の項目は変更金額、変更前7億6,500万7,200円を345万円を増額しまして7億6,845万7,200円に変更するものでございます。

次のページの資料をお開きください。

専決処分年月日、令和元年9月19日。工事概要につきましては、工事場所大槌町赤浜二丁目地内。変更理由は敷地外の北側のり面からの雨水流入による建物の床下浸水を抑制するための雨水集水施設整備等の内容追加による精査の結果、事業費の増を行うものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 中身はわかりましたけれども、なるべくどこにどのようなものを設置したかというのを、なるべく図面を出して資料として請求したいと思いますからよろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） これからそのようにしていただければと。

その他、ありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第16号を終わります。

○

日程第2 報告第17号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第17号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第17号健全化判断比率の状況の報告について。

別紙、平成30年度健全化判断比率の状況をお開き願います。

左上段をごらんいただきたいと思います。実質赤字比率、該当ありません。連結実質赤字比率、該当ありません。実質公債比率10.7%。将来負担比率、該当ありません。資金不足比率、該当ありません。一般会計から特別会計、事務組合及び第三セクターまで赤字決算はありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当はありません。公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債比率については、普通交付税については、普通交付税の減額等により対前年比0.9%増の10.7%となっております。将来負担比率については震災により一括で交付された東日本大震災津波復興基金市町村交付金等の基金積立金を充当することで該当なしとなります。公営企業に係る資金不足比率についても赤字決算の会計はありませんので、該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率についてはいずれも基準を上回るようなものはなく、問題ないものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第17号を終わります。

○

日程第3 議案第81号 大槌町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第81号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 議案第81号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴い旧氏を用いた印鑑登録ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をお開き願います。

以下、主な改正内容について御説明いたします。第5条は印鑑登録原簿への登録事項を定めており、住民基本台帳法施行令の規定に基づき住民票に旧氏の記録をすることとしたものについては氏名に加えその人の旧氏を登録することに改定するものであります。あわせて、用語の整理をいたしております。第6条は第5条の改正に伴う用語の整理を行うとともに、旧氏を用いた印鑑を登録できるようにするものでございます。

第11条は旧氏の変更があった場合の印鑑登録の修正について規定を追加するものでございます。第15条は印鑑登録証明書の記載事項を定めております。第1項第1号で住民票に旧氏の記録があるものについては、その旧氏を印鑑登録証明書に記載する旨を規定しようとするものであります。

附則は住民基本台帳法施行令の施行にあわせ令和元年11月5日から施行しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第81号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第82号 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第82号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） 議案第82号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものであります。

新旧対照表をお開き願います。

第15条第3項は災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、償還金を支払うことが困難である場合は支払い猶予が可能であることを明確化するなど、償還金の支払い猶予、償還免除、報告等一部償還及び違約金に係る規定及び引用する条番号について所要の整備を行うものであります。

附則第3項は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令に定められるものに対する災害援護資金の償還免除の特例措置について、引用する条番号について所要の整備を行うものであります。この条例は交付の日から施行し、令和元年8月1日から適用しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 改正後のもの、改正前から見れば文言が償還金の何とかから始まって改正後のものだね。中は何が変わったかと言えば報告等とありますけれども、この報告等というものはどのようになったのか、どのようになっているのか、そこらを聞きたいんですけども。

○議長（小松則明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。この報告につきましては償還に関する免除等の資格を確認をするために市町村が災害援護資金の貸し付けを受けたものの

状況についてその報告を求め、それを関係機関にその状況を報告をするというものでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 災害を受けた人からの報告を行政側が受けとめて、それを出してやるということだね。はい、わかりました。

○議長（小松則明君） ほか、ありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第82号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第83号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第83号については地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時12分

○

再 開

午前10時13分

○副議長（芳賀 潤君） 再開いたします。

これより日程第5、議案第83号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1、契約の目的。沢山地区污水管路新設工事（迫又1工区）。契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額。7,477万6,900円。4、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町大槌第7地割112番地1、有限会社小松組代表取締役小松康朗です。

次ページの資料をお開きください。

入札執行年月日は令和元年9月20日です。入札参加条件は大槌町営建設工事入札参加者名簿に登録されている町内土木事業者であり、等級区分が土木A級からB級までのうち下水道工事の実績があるもの。入札参加事業者は記載のとおりです。

工事場所、上閉伊郡大槌町沢山地内。工事期間、本契約日より令和2年3月31日までです。実施理由は、当該地区の污水管路を整備することにより生活環境の向上を図るために実施するものです。施工概要は施工延長195.5メートル、推進工153.3メートル、管布設工40.3メートル、人孔3カ所、升設置工3カ所、附帯工一式です。

次のページに平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） この管区が完成することによってこの地区、何世帯ぐらいの供用がされることになりますか。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回の施工範囲については升設置は3カ所ということになっておりまして、その後、面整備を展開していくわけですが、県道を挟んで山側とワサビ工場のほう、こちらのほうとのエリアがあるんですけども、こちらの面整備がこれから進んでいくものですから、段階的に世帯数はふえていくわけなので、今現在全てを補うという形ではまだ考えていないことから、全世帯数についてはまだ把握していないといったことになります。

○副議長（芳賀 潤君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） そうしますと、整理すると工区だけ入れて川側、要するにワサビのほうの下側のほう、ヤマザキショップのほう、あちらのほうはまた別の工区をとるということになります。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおり、工区はまた別になっていくということになります。

○副議長（芳賀 潤君） ほかに。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 生活環境がよくなるということで污水管の施設は大変重要なことと考えますが、この污水管を迫又地区に伸ばしていくに当たりこれを計画決定した時期はいつなのか。何でかという、ここは三陸自動車道をまたぐ形で施工される。本来で

あればこの計画が事前にあったのであれば開通前にこの工事をやっておく必要性があったのではないのか。せっかく道路が今開通して交通量もふえている中でこの工事があるということは大変利用者にとっては不便なことかなと感じたことから質問いたします。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 計画自体は小中一貫校ができたときに、それに伴って防集団地も沢山地区にできることになったときに計画自体は始まっております。ただし、その後、もともと三陸沿岸自動車道路の計画はあったんですけども、それに伴って源水大橋、そちらのほうとの施工とかの調整もありましたし、雨水排水路ボックスカルバートの施工等もあって、そちらのほうを優先する必要があったものですから污水管路についてはその後の施工という形になりまして、推進工事を採用しております。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の説明で理由はわかりました。ただ、私が前段で述べたようにこの計画時期がもう策定されているのであれば開通、この前にできれば施工するような全体的な計画、工程を組む必要があったのかなと思ったところからお尋ねをいたしました。今後もこういうことが予想されると思うので、次の議案のこの後の議案でも舗装工事が出ていますが、せっかく道路を新しく舗装したのに半年もたたないうちにまた掘っているという現状が見受けられます。ぜひその辺を全体の工程を見きわめた上でそういうことのないように、二重の手間になることのないようにぜひお願いしたいと思います。

○副議長（芳賀 潤君） ほかに。（「なし」の声あり）進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第83号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（芳賀 潤君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時19分

○

再 開

午前10時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第6 議案第84号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第84号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 1、契約の目的。町道小槌線外舗装工事。2、契約の方法。一般競争入札。3、契約の金額。1億7,105万円。4、契約の相手方。岩手県盛岡市愛宕町19番20号、東亜道路工業株式会社岩手営業所所長沖津 忍です。

次のページをお開きください。

入札執行年月日は令和元年9月20日です。入札参加条件は大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、岩手県内に本社または営業所を構えており、舗装工事の登録があり、平成21年4月以降に大槌町またはその他の機関が発注した工事の元請けとして路上路盤再生工法の完了または実施中の実績を有することです。入札参加業者は記載のとおりです。

工事場所、上閉伊郡大槌町小槌地区外。工事期間は今回の議案が可決された日から令和2年2月28日限りです。実施理由は復旧・復興事業の実施に伴う大型車両の通行により損傷した道路舗装を修繕し、利用者の安全な通行を確保するために実施するものです。

施工概要、小槌線施工延長2,169.17メートル、路上路盤再生工1万1,714.01平方メートル、舗装打ち替え工、同じく1万1,714.01平方メートル。花輪田寺野線1、2施工延長1,221.54メートル、路上路盤再生工8,526.22平方メートル、舗装打ち替え工、同じく8,526.22平方メートル。全体区画、平面図を添付しております。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ちょっと教えてください。実施理由のところでは復旧・復興工事の実施に伴う大型車両の通行により損傷した道路舗装を修繕しという表現があります。以前から言われていて、いろいろな関係で大型車両が走って陥没まではいかないんだろうけれども、アスファルトが傷むということでこの実施理由だと思うんですが、そのほかにもかなりな箇所数があると思うんですが、今までに実施したもの、あと今後予定されているものが全体でどの程度出てくるものなのでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 今回の事業はあくまでも大槌町が行った復興事業に伴うものということで、復興交付金の効果促進事業を使って活用してございます。その中で復興庁に認められた大槌町が復興事業としてやって、その結果ここが間違いなくというか損傷した部分だということで認められているのはこの部分で、この部分とほかあと少し小さい学校ありますけれども、基本的にはこれが一番大きい復旧・復興に伴う損傷道路の復旧でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今の答弁の中で大槌町が発注したという表現がありますけれども、例えば防潮堤をつくるのは県が発注している工事があるわけです。それで損傷したところも今後いろいろな道路の修繕とかというのは予想されているんですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） されております。三陸沿岸道路については南三陸国道事務所がやることになっていきますし、あとは今言ったように岩手県で施工した分は岩手県ということで調整をとって、復興庁も中に入って国と県と市町村の調整をとった上でこの施工区域を決めているといった状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 花輪田寺野線のがけとか急カーブ、少し高くなっている場所で、ここは日陰で凍結、病院等の通路にも通院道路にもなりますので凍結等の心配ずっとしていたんですけれども、舗装するに当たって浸透式の舗装とか水が流れるような舗装とかというそういう工夫もあってもいいのではないかと思ってお尋ねしたんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 今回はそういった開粒度とか透水性の舗装ではございません。これはいろいろ勾配の関係もあったりして舗装構成というのは要綱が決められていまして、今回は普通の一般的なアスファルト舗装ということでやってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町内に日陰でほとんど冬期間は日が当たらないでずっと凍結するという場所がここだけでなくもあります。今度できた消防署の端から来る部分のあそこも凍結したりしております。そういうことで、地域にあって道路の安全性等も考えなが

ら浸透式等々考えていただけないものでしょうかということをお尋ねしたいんですが。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 透水性の舗装は確かにいいところもありますけれども、片方では施工単価が高いということ、それから維持修繕にかかる耐用年数が短いということ、それからその中を一部掘り返したりすることができないということがあって、使っている部分もあります。そういった中は検討していきますけれども、そういった部分があるということは御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ずっと復旧・復興工事で路面が傷んでいたところをいよいよ直すところということで、大変喜ばしいことなんですが、この計画に当たって幾つか疑問点があったのでお尋ねをいたします。

まず、復興工事に伴って古廟橋のところ、歩道部分が二重になっている部分、あれはもしかしたら古廟橋から渡ってきた大型トラックが回りやすいように幅を大きくとってあったのかと、計画の中で。ただし、それが工事の中には反映されていなくて現在に至っている。お気づきの方は気づいているかと思うんですが、歩道部分が二重になっている。どちらを通ってもいいんですけれども、あの部分の改良が今回の部分に含まれないように思われる点と、それから以前から桜木町では歩道部分が大変狭く危険な場所であるというのが言われてきました。側溝が入っていてその上にふたがされるのが上がったような形になっているんですが、大変幅が狭く車が通行するときに人がすれ違いきないために歩行者が車道に出てくるという問題が以前からありました。こういった部分の改良も含まれていないように見受けられます。そういった部分のことは今後検討されるのか、どのようにこの工事に反映されるのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 古廟橋の部分はわからないんですが、古廟橋は県道ですので、県管理ですので町ではそこについては施工いたしません。

それから、今回は先ほど申したとおり、あくまでも復興事業に伴う損傷した舗装の打ちかえなので今回はその部分しかやりません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 古廟橋は確かにあれは県道なんですが、そこから桜木町側に入ったところが二重歩道になっているというところで、わかっていないというんですけれど

も、局長がわかっていないというのはおかしいですよ。工事全般を総括しているのはあなたなんですからぜひ現場を確認して不思議に思わなかったらそれでいいんですが、誰しもが不思議に思うはずなので、ぜひそこは確認していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 二重になっているという意味が全く分からないんですが、二重になっているというのはちょっと……。 （「だから、確認してください」の声あり）ではなく意味がわからない、言葉の意味がわからないです、全然。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 言葉の意味が二重になっているというのはわからないということなので、震災前からあった歩道に対して山側にもう1つ舗装された部分があるということなんです。そこを二重になっていて、そこを歩行者が歩いているという現状があるということなんです。ぜひきょうのうちにでもぜひ確認してそういうことかというのわかると思いますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 旧道があって新道ができて二重になるというのはよくあることで、それが別に問題であるという認識はないんです。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） ここに来て環境整備上は忙しいようだけれども、以前からこの舗装、緊急車両が通るから何とかやってくださいというのでやっとここが乗ったと思ってすごく安心しています。ここは救急車、消防車以外救急車も歩くから、それでとてもこの道路がすごく波打っていたというのであちこち継ぎはぎで直してきた。ただ、継ぎはぎで直すのもどうしてもコストがかかるから俊作議員が言っているような答弁になると思うけれども、ここはぜひ少し金を出すことがあっても、地元から金出すことあってもこの舗装だけはあそこの人たち、ボックスカルバート入っているよね。あそこの部分があってすごく段差もなるし、その辺はまた押されていけば乳剤が多いのか何かまた波打つから、その辺をきちんとやっているように透水性のある舗装にやったほうがいいのではないかと私は思いますけれども、どうですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 今回、路上路盤再生工法という工法を採用してございます。これは既存のアスファルトを現位置で砕きながら路盤と乳剤と一緒に混ぜ合わせて、

それを改良した路盤、いわゆる今言ったように重車両とか通るのに耐えられるような路盤改良した格好で路盤を打った上に、さらにその上に舗装を打つという工法を使っていますので、基本的には今までの舗装よりもグレードが高く重車両が乗っても引込まないようなそういった舗装のやり方を採用してございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今言ったことですぐにやれというわけではありませんけれども、今後こういう凍結部分があるわけなんですけれども、これに関していろいろな町民の安全、それからここに冬期間の砂をまいたり融雪剤をまいたりしなければならぬその状況、その維持管理もかかるわけですので、そういうのを考えながら凍結箇所、安全に通行できるように検討をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） それについては全くそのとおりですので、財源的なものもありますけれども、できるだけ検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 路面をきれいにしてもらおうということで、結構なことです。そこで、今回この路面をする際に私もこの道路を日々使わせてもらっているんですが、水道があつたり、あるいは下水があつたりということで、マンホール部分がどうも年数がたつにつれへこんでくる。そうすると、速度制限があるんですがちょっとしたスピードでも場合によってはハンドルをとられる。そうした場合、現状はそうなんです。ですので、何かあつた場合、例えば管理者責任云々というの也被考えられることですよ。ですので、今回この舗装工事をする際にそういうマンホール部分の微調整をしながら、できればでこぼこがないようなやり方にしたほうがよりよい道路舗装修繕になると思うんですが、そこら辺のことも踏まえた中で今回行うのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 一般的に舗装というのは低くなることなく、どんどん高くなっていくので、そのためにマンホールの部分が下がる場合があります。あるいは、今度は逆に舗装が下がることはないと言ったけれども逆に転圧で下がって、今度はマンホール部分が浮く場合があります。そういった場合はこうした工事とあわせて下水道管理者のほうにその部分の調整をお願いするという形でまた進めて、そういうことがないように進めていきたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第84号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第85号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第85号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 1、契約の目的。町道小鉦線道路改良（橋梁下部工）工事。2、契約の相手方。岩手県上閉伊郡大槌町小鉦大11地割76番地、株式会社藤原組代表取締役藤原 士です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。変更前の契約金額、9,520万2,000円を965万4,700円増額して1億485万6,700円に変更しようとするものです。

次のページの資料をお開きください。

仮契約は令和元年9月26日に行っております。変更理由は現場精査の結果、推定岩盤線の変更による作業土工の変更及び河川内作業により必要となった水替え工の実施です。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第85号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第86号 町道の路線廃止について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第86号町道の路線廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 別紙をお開きください。

全部廃止する路線番号209号安渡町内線ほか全10路線並びに一部廃止する路線番号3005番田屋3号線ほか全3路線です。

全部廃止する路線廃止図4枚と一部廃止する路線廃止図2枚を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第86号町道の路線廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第87号 令和元年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第87号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第87号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入1款町税3項軽自動車税補正額143万7,000円の増は、税制改正により環境性能割が導入されたことによる増であります。8款環境性能割交付金1項環境性能割交付金補正額330万8,000円の増は、税制改正により環境性能割が導入されたことによる軽自動車以外の自動車の交付金の増であります。10款地方交付税1項地方交付税補正額5億3,885万5,000円の増は、令和元年度の普通交付税が2,736万円の減により23億8,564万9,000円となり、特別地方交付税は鳥獣被害防止緊急対策事業によ

り199万2,000円の増、震災復興特別交付税5億6,422万3,000円の増は今回の復興交付金事業の財源であります。14款国庫支出金1項国庫負担金補正額426万1,000円の増は、子育てのための施設等利用給付金交付金であります。2項国庫補助金補正額1,730万6,000円の増は、子ども・子育て支援事業費補助金等であります。15款県支出金1項県負担金補正額213万円の増は、子育てのための施設等利用給付金負担金であります。2項県補助金1,407万9,000円の増は、大槌町保健センター建設に伴う設計業務委託に係る補助金等です。16款財産収入1項財産運用収入5,640万6,000円の増は、復興まちづくり大槌株式会社解散に伴う株式配当金及び出資金であります。17款寄附金1項寄附金330万円は教育振興寄附金及び教育費寄附金であります。18款繰入金1項特別会計繰入金補正額1,243万円は介護保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計からの平成30年度決算に伴う特別会計繰入金であります。2項基金繰入金補正額63億7,175万4,000円は今回の補正財源とする東日本大震災復興交付金基金繰入金及び上水道事業遠隔監視システム導入に係る水道事業会計負担金に伴う財政調整基金繰入金等であります。19款繰越金1項繰越金補正額8,514万円は今回の補正財源とする前年度繰越金であります。20款諸収入4項雑入補正額472万7,000円は後期高齢者医療広域連合療養給付金費負担金返還金であります。21款町債1項町債補正額8,131万6,000円の減は道路橋梁整備事業債及び臨時財政対策債の確定に伴う減額であります。

2ページをお願いいたします。

歳出、各款各項におきまして人事異動に伴う人件費の補正がございます。1款議会費1項議会費補正額69万1,000円の増は人件費でございます。2款総務費1項総務管理費補正額3,508万円の増は復興まちづくり大槌株式会社解散に伴う剰余金の積立金等であります。2項徴税费補正額615万4,000円の増は人件費であります。3項戸籍住民基本台帳費補正額24万2,000円の減は人件費であります。4項選挙費補正額654万2,000円の増は人件費であります。

3款民生費1項社会福祉費補正額2,550万5,000円の増は、介護保険特別会計への操出金等であります。2項児童福祉費補正額2,282万9,000円の増は、本年10月から実施される町独自事業である保育料及び副食費無償化に伴う事業費等であります。

4款衛生費1項保健衛生費補正額5,092万6,000円の増は、上水道事業遠隔監視システム導入に係る水道事業会計負担金及び保健センター建設に係る設計業務委託料等であります。2項清掃費補正額83万8,000円の減は人件費であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費補正額1,175万6,000円の増は、農業用施設改修設計業務委託料等であります。2 項林業費補正額250万円の増は、林業用施設改修業務委託料であります。3 項水産業費補正額287万9,000円の減は、平成30年度漁業集落排水処理事業特別会計の決算に伴う特別会計操出金の減等であります。

7 款商工費 1 項商工費補正額1,357万5,000円の増は、復興ありがとうホストタウン魅力発信業務委託料等であります。

8 款土木費 1 項土木管理費補正額3,562万1,000円の減は、人件費であります。4 項都市計画費補正額285万7,000円の増は、平成30年度下水道事業特別会計の決算に伴う特別会計操出金及び公園台帳補正業務委託料であります。5 項住宅費補正額840万円の増は、定住促進住宅1号棟屋上改修工事であります。

10 款教育費教育総務費補正額293万9,000円の減は、人件費等であります。2 項小学校費補正額16万5,000円の増は、吉里吉里学園の防火設備定期報告業務委託料であります。

3 ページ、お願いします。

3 項中学校費補正額69万3,000円の増は、吉里吉里学園の防火設備定期報告業務委託料等であります。4 項義務教育学校費補正額101万円の増は、部活動等で使用する備品購入費等であります。5 項社会教育費補正額886万5,000円の減は、人件費等であります。6 項保健体育費補正額254万2,000円の増は、吉里吉里地区体育館ランプ取りかえ工事等であります。

15 款復興費 1 項復興総務費補正額41億4,099万2,000円は、復興交付金事業の完了または進捗状況による復興交付金の国庫への返還金等であります。2 項復興推進費補正額27億3,154万5,000円の増は、郷土財活用湧水エリア整備工事及び運動施設整備工事等あります。3 項復興政策費補正額41万円の増は、震災記録映像制作業務委託料等あります。6 項復興土木費補正額518万1,000円の増は、復興事業に伴う道路舗装修繕工事あります。7 項復興都市計画費補正額789万9,000円の増は、小枕地区防災集団移転促進団地整備に伴う水道事業会計負担金等あります。8 項復興用地建築費補正額795万1,000円の増は、赤浜地区漁業集落防災強化事業における用地買収費等あります。

4 ページをお開きください。

第2表繰越明許費追加。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略いたします。

15 款復興費 2 項復興推進費郷土財活用湧水エリア整備事業、2億7,213万3,000円。運

動施設整備事業、25億2,320万円。工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの2件であります。

5ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正追加。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

学校給食調理等業務委託料、令和元年度から令和3年度まで、195万8,000円。

6ページをお願いいたします。

第4表地方債補正追加。起債の目的、限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と同様のため省略いたします。

農業用施設改修等事業、250万円。林業用施設改修等事業、250万円。

7ページをお願いいたします。

変更です。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略いたします。

携帯電話エリア整備事業、870万円、1,000万円。斎場整備事業、4,190万円、4,920万円。道路橋梁整備事業、4億3,340万円、3億8,110万円。臨時財政対策債、1億6,264万6,000円、1億2,003万円。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費追加。進行いたします。

5ページ、第3表債務負担行為補正追加。進行いたします。

6ページをお開きください。第4表地方債補正追加。進行いたします。

7ページ、変更。

10ページをお開きください。歳入。1款町税3項軽自動車税。進行いたします。

8款環境性能割交付金1項環境性能割交付金。進行いたします。

10款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

11ページに入ります。

15款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金。進行いたします。

16款財産収入1項財産運用収入。進行いたします。

17款寄附金1項寄附金。進行いたします。

18款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

12ページに入ります。

2項基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金1項繰越金。進行いたします。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。

歳入を終わります。

歳出に入ります。1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費1項総務管理費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この15ページの地域活性化基金というところでお尋ねしますが、このいきさつについてはこの間の全協でやりましたのでそれには触れませんが、前年度末でもう5,000万円ぐらいの活性化基金積立金があって、今回この5,600万円を加えると期間中増減がなければ単に足し算すると1億何がしのお金になるわけですね。違いますか。まず、そこら辺確認させてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 東梅康悦議員の今の御指摘のとおり、この地域活性化基金積立金、前年度末での積立金は5,509万5,000円となっております。今回これを積み立てることによって1億1,150万1,000円となります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 1億1,000万円になるということです。今回のこのお金の最初の目的は復興まちづくりに使いたいんだという目的があったわけです。基金に積み立てるとその部分が継続しなくなる場合もあると思うんですが、ここで得られたお金というのはそういうものに使っていかなければならない。地域活性化ということなので、もちろんそういう意味合いも十分把握できますが。1億円のお金を今持っているところでどのようなものに使った中で町のため、住民のためにと考えているのかその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） この地域活性化基金条例の設置目的なんですけれども、条例にございます設置目的が第1条にございまして、過疎地域からの自立促進を図るた

め総合的かつ計画的な過疎地域の自立ということで、産業の振興であったり交通通信体制であったり、あとは情報とか地域間交流の促進であったりだとか、さまざまな用途ということになります。これからの用途とすればそういったことが想定されて、今現在ではこの事業ということはまだ決まっておられません。ただ、先ほど1億1,100万円何がしの基金が積み立てなっておりますけれども、今回積み上がる前の5,500万円の基金につきましては震災前に積み立てた基金でございます、その目的が漁協の経営の関係の、そちらに使う目的で積み立てているというものでありますので、実際は今回積み立てた基金の部分が自由に使えるというかそういった目的での事業に使えるものと認識しております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 1億円というお金を持っていると少しの部分、計画的に使うことで結構な事業などにも使えると思うんです。この使い方はこれから議論していきたいと思いますが、きのうおとといの一般質問の中でもあったように、結構地域の課題等もあります。そういうものにまず充当していった中で地域の活性化、産業振興なるものを進めていっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項徴税費。進行いたします。

3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4項選挙費。

16ページに入ります。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

2項児童福祉費。進行いたします。

17ページに入ります。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

18ページに入ります。

6款農林水産業費1項農業費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 委託料で鳥獣被害防止緊急捕獲事業等21万6,000円のところで聞きますが、ことしが本当に熊、鹿の被害がすごいわけです。現在、町としてどういう対策をして、今後これだけ多くの、私もいろいろ聞くんですけども、畑だったりいろいろ

ろなものだったり、それをどうやって解消までいくのかわかりませんが、対策について伺います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。現在では昨年度報酬等改正してしまった関係から、昨年度は鳥獣等の捕獲数というか駆除数が減ってしまいました。ことしは単価を改正いたしまして、前々年度並みに迫ってはきておりますが、実はハンター等の高齢化等に伴いましてそういった体制、駆除体制が今危惧されております。町ではそういった環境を整えるために今いろいろな研修会等もしながら、先日ジビエの勉強会等もございましたが、ああいった啓蒙活動を行いながら側面とそれから実質的な部分で今後体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 手元に資料があれば紹介いただきたいんですが、例えば昨年度の鹿の捕獲数だったり今の今年度の状況だったりというのを、今お持ちであればお知らせください。お持ちでなければ後でいいですけれどもよろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 昨年度につきましては手元に資料があれなんですが、たしか80頭だったと思います、鹿。その前々年度が200頭前後だったと記憶しております。先ほど申しましたとおり、そういった改正があったために、単価の改正があったためにハンターの方の意欲というかそういった部分がちょっと、あとは手間とか書類をいっぱい作成しなければならないという部分が昨年度改正があったものですから。ことしは単価を1万4,000円ほどに上げたので、去年は8,000円まで落としていたんですけれども1万4,000円まで上げたのでことしにつきましては前々年度並みに回復というか、回復基調でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

19ページ、7款商工費1項商工費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 商工費のところの委託料のところでお尋ねをいたします。復興ありがとうホストタウン魅力発信業務委託料のところですが、これは確認なんですが、台湾との関係なんですか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。東梅 守議員がおっしゃるとおり、こちらは台湾との魅力発信事業でございまして、国の観光庁の100%事業でございまして、こちらを使いまして野田村と大槌町が共同で台湾に対して誘客を呼び込むような魅力発信事業を行う事業でございまして。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） わかりました。それで、県内には台湾との交流を持っているところが大槌町、野田村以外にもあるようです。そういったところと連携を深めながら台湾の人たちから来てもらう、またはこちらの岩手県の産物を売り込むという形がとればいいのかと私も思っております。ぜひ、そういう意味で広域連携的な捉え方をして進めていただきたいと思うんですが、その辺の考え方あるのかないのか、その辺だけお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議員のおっしゃるとおりでございます。実は、大槌町には昨年度、平成30年度に台湾からの宿泊客が795名の方いらっしゃっております。これは沿岸におきましては宮古、大槌、あと久慈でしたか、限られておりまして、実は大槌町は沿岸地域におきましては非常に台湾からの誘客がお越しになっております。ところが、内陸はもっと万人単位で実はいらしてしまっていて、そういった内陸からの沿岸に対する呼び込みをもちろん内陸の市町村との連携を図りながらツアーをめぐるような形の誘客の体制を組むためにも内陸の市町村とも連携して、協調して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 11時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

○

再 開 午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

20ページに移ります。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費。進行いたします。

10款教育費 1項教育総務費。

21ページに入ります。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

22ページ上段。6項保健体育費。進行いたします。

15款復興費 1項復興総務費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） この東日本の関係の返還金41億円とあります。お金をとりにいくのにもいろいろ苦勞してとってきて、精算は精算でやらなければならない、こうやって返すお金があったときに。一般的に見れば、まだ復興が終わらないのに何で今の時期にこの規模のお金を返すのかというのが1点目にまずお伺いします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 昨年度も同じぐらいの規模の返還をしているところなんですけれども、使途の見込みがないもの、要は必要なお金としては復興事業としては押さえてはいるんですけれども、もう使途が使えないものについては使えない財布を預かっていてもしょうがないので返還するといった内容になっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） その使途というのは目的があってもらいに行って確定したんですけども、事業の精査によって残を積み重ねてこうなっているのか。そもそも、もっと大きなものがあってそれを使えなくなって返すのか、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 主に防集とかになってくるんですけれども、小さな事業の積み重ねとかそういったものがトータルすると40億円ぐらいになるといったことになります。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 今回この40億円の主なものの大きいものは、被災者の住宅再建する利子補給をします。そのときの800何十万円というのを全部被災者世帯数全部に大体かけて再建利子補給金全部かけたりして満額でとってきたんですけれども、結局はそれがそのぐらい使わなかったのだからそういったものとか、あとは買おうとした土地

だけれどももう買えないようなものとかそういったもの、あと一番大きいのは防集のそういう住宅再建補助金とかの返還というのは今回の大きなものです。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 確かに今芳賀議員が言って私も随分また返すなと思って見ていたけれども、それはまずわかりました。ただ、各防集以外にもいろいろな各地域に分散した中で不都合な面が恐らく出てきていると思う。そういう面については再度各地域に、例えば自治会なり何があるんだからそういうところから、例えば新しくまちづくりかえたんだがどうしてもここは不都合な面が出たとか、ここに道路があればこのぐらい違うんだとか、いろいろなのを聞きながら返す額については、これは住宅のことだけれどもそういう面聞きながら返す額をもう少し精査してやっていったほうがいいのではないかと。まだ各地域ごとに再度検討したらこのほうがよかったとかというのが出てくると思う。その辺を随分加味しながらこの返還金については精査してやっていただきたい、そう思いますけれどもどうですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今の現状といたしましては、新規採択というものは基本的には認められておりません。町としても今現在は今までワークショップやいろいろ住民の方々との合意形成してきたまちづくりを行ってまいりました。それに基づいた計画を立てて今まで実行してまいりました。その終盤が今現在近づいてきているということになっております。残っている部分についてはまだちゃんと基金として積んでおりますので、そちらのほうにしてはしっかりこれからも遂行してまいりたいとそう考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 言っていることはわかります。私も、例えばこういう不都合な点があったならこれはやるときじっくり話しながら行政と話してやるべき事業なんだと。そういう話はしていますけれども、そのときはそういうふうに進んだとは思いますが。けれども、今となってみればとてもこれはうまくない。そういうのが新たに出てきている場所があるのではないかと思うので、1カ所2カ所ではなく。そういうところも私洗い出ししながら直せるものは直してやったほうがいいのではないかと。それから、例えば返還金についても考えたほうがいいのではないかと思いますけれども、手かけた以上それで終わりですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 議員おっしゃっているとおり、いよいよまた計画が計画として新たな課題とかが出てくると思うんです。それらについては復興交付金事業を充てるのではなく、別のメニュー、例えば社総交とかそういったもので補っていくというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 防集関係という復興交付金という話なんですけれども、まず津波で町がなくなってそれから新たにつくるという形になるわけですので、その中でできるのもちよっと一般質問でも言いましたけれども、標識とか街灯とかカーブミラーとか、新規ではなくもうそこにつくらなければならないセットでそういうことというのはできないものなのかと思って感じたんですけれども、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 復興交付金事業でございますけれども、これは40事業というのは決められていまして、その事業に合致したものにしか使えないということで、カーブミラーとか標識というのは一応区画整理地内とか防災集団移転促進事業地内であれば効果促進事業とかさまざまな理由をつけて街灯とか設置してきましたけれども、そういう一般的なものには使えないということになってございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項復興推進費。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 委託料のところの郷土財活用湧水エリアのところでも聞きますけれども、これはどういう方が計画をしているのか。それからその進捗状況とここに対しての何か住民の意見というのはどのように反映されているのかを。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 郷土財活用湧水エリア整備事業でございますけれども、こちらについては平成26年度から3カ年かけて学識経験者の方に調査をお願いしております。といいますのも、もともと大槌では源水地区にイトヨという魚がいるんですけれども、それが津波によって流されて須賀町のほう、そちらのほうで海から上がってくる遡下型のもものと交雑してハイブリットのイトヨが発見されました。それらのほかに希少植物とかもありましたので、それらを貴重な郷土財と位置づけまして整備するもので、大がかりな整備をするということではなく簡易的なビオトープ的なものを想定しており

ます。それらについては以前にも御説明したことがあるかと思うんですけれども、そちらのほうで行ってございまして、今後計画がさらに固まり次第、詳細設計が固まり次第また改めて御説明させていただきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 同じところで質問させていただきますが、郷土財活用湧水エリア、それからあわせて運動施設整備工事というのがございます。これは栄町のサッカー場であつたりもしかしたら野球場という形になっているのかと思いますが、実は駅の駅舎のほうから栄町側を見ますと現在手をつけられていない状況で、残土の資材置き場とかになっていますけれども、今後ここをどのように整地するのか、そのままの状況でしばらく置くのか。その辺の景観形成の観点からお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まず、郷土財活用湧水エリアにつきましては先ほど御説明しましたとおり、詳細設計が固まった時点で皆様に御説明させていただいて、来年度末までに完工したいと考えております。また、運動施設ですけれども、栄町にサッカー場と、あと新町に野球場の本設化というものを考えてございまして、こちらも今概算で見積もっておりますけれども、さらに精査を進めて復興庁と調整協議を行いながら承諾を得た後に契約締結を行いまして、これも来年度末までに完工させたいと考えているものであります。

あと、駅裏についてはまだ当て込みがないものですから軽い整地ぐらいはしたいと考えてございまして、そちらについても今後復興庁と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） そこで私の提案にもなるかと思いますが、この運動施設をつなぐための遊歩道的なものであつたり自転車で通れるようなものであつたり、運動場と運動場をつなぐその間に湧水エリアとそれから計画されている鎮魂の森、これを一体的に結ぶような道路の計画をつくってほしい。あわせて、以前にも要望しましたが、駅の南側に駐車スペース、乗り捨てという言い方はおかしいですけれども、そこに車を置いて三鉄を利用するという形のものの駐車場の整備であるとか、そういうものを今後の設計の中に反映させる形で計画されてはいかがかと思うんですが、その辺、考えがあればお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 運動施設と鎮魂の森ないし駅裏、それと郷土財活用湧水エリアの結びつきということになるかと思いますが、現在単発で設計を進めているところであります。一応、栄町のほうにはサッカー場ができる予定にはなっているんですけども、そちらのほうにアクセスしやすい道路を整備しようと考えておりますし、湧水エリアについても踏切からダイレクトに乗り入れができるような形で整備を図っていきたいと考えております。ただし、駅裏なんですけれども、そちらについては当て込みがないといったこともありますので、今回の復興整備の中では支障物の撤去及び軽い整地ぐらいしかできないのかなと思っておりますので、復興整備期間内に行える部分としてはその程度なのかなと考えております。その後、もし当て込みがあるようであれば別の事業でそこに網をかけて、整備を図っていただければと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 最後に。わかりました。見込みの当てがない駐車場に関しては整地をして何も立派なライン引いて舗装云々ではなくてもいいのかなと、使えるものであればいいのかなと考えますが、私をもっと言いたいのはさっき運動場運動場、間に鎮魂の森、湧水エリアがある。これを一体とするというのは何も全部一回に計画しなくてそれぞれ単発でいいんだけど、それがばらばらにならないような形にしてほしい。そこを人が半円状になるわけですけども、そこを行ったり来たりできるような、町内に入らずに行けるような形をとって普段の散歩であったり運動であったりいろいろな形で使えるような結びつきを持ったエリアにしてほしいという考えから私言っていますので、ぜひその辺踏まえた上でぜひ今後の計画に反映させていただければと思います。

○議長（小松則明君） 意見ということで。

阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 同じようなことなんですけれども、町としての計画、駅とかそういうの全体的な計画というのが見えないんです。ずっと議員としてもあそこの駅の利用として駐車場、現整備している部分では小さ過ぎるし、そういう面で例えば駅を大型観光客寄せた場合大型バスの転換とかそういうことを考えたらちょっと小さい。そういうので町をどのようにするかという全体的な計画をもう一度私たちにお知らせしながら部分的にこういうふうにとというのがあればいいなという思いなんですけれどもいかがなものでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 全体的な防集元地、特に町方地区、そちらのゾーニングということになるかと思えますけれども、トータル的にマネジメント、コーディネーターができれば一番いいとは思いますが、復興交付金を活用している以上、単発になりがちになるんです。あいたところについては当て込みが、先ほどの答弁と繰り返になりますけれども、網をかけて全体的にこういったものができるようになったときには皆様にお知らせしたいとは考えておりますが、我々で今行っているところについてはどうしても単発になりがちになってしまうものですから、そのところについては大変申しわけありませんが御理解いただければと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そのことはわかりますけれども、将来的にこういうふうにしたいので今はこう進んでいますという部分がわかればすごく未来に夢が持てるということで話をしているわけです。町の未来としてその駅、さまざま町の構造というかそういうものを知らせてほしいということをおっしゃっています。ですから、ことはここまで、次はこういうふうに進んでいきたいというそういう形が見えればと思ってお尋ねしております。後でそのレイアウト等をお知らせください。

○議長（小松則明君） 意見ということでよろしいですか。

芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 当局の頑張りによってやっと野球場、サッカー場がものになってきてよかったかなと思えますけれども、今後委託して工事発注してという中で前のような、例えば野球であればちゃんと公式戦ができるようなもの、スタンドつきのものを計画していると思うんですけれども、サッカー場についても。何でかという、いろいろな大会があったときにちょっと手狭だとか規格外だから公式戦ができなくて誘客ができないという話になるわけです。この前、私も軽米のほうまで行ってきましたけれども、素晴らしいですね、環境が。だから人が来るんだと思うんです。どうしても今までのつくり方でいくと、野球場は別にして言葉はすごく悪いんですけれども半端なものをつくってしまうがために地元だけの大会になってしまったりするので、そこら辺を一精査をしていただきながらやっていただきたいと思えますけれども、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、各スポ

ーツ団体、そちらの意見も聞きながら公式戦ないしそういったもの、例えばサッカー場であればフットサル、子供用のスペース、そちらが2面とれるようにとかという要望と
かもありましたので、そういったものができるようなスペースを確保しております。野
球場についても震災見合いということにはなりますけれども、前の寺野の野球場にあっ
たような設備については確保してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今の答弁で関係者と話をしながら設計していくという話を聞いた
ので安心しております。いずれにせよ、せっかくつくるので利用勝手のいい、使い勝手
のいい、町民のみならずほかからきちっと呼べるような施設があれば町にとっても非常
にいいことだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 要望なので。

佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 先ほどの澤山議員の質問にも関連してくるんですけれども、例
えば湧水エリアの活用については町の貴重な財産であるイトヨを生かしたところで、源
水から須賀町にもの移ってハイブリットなものできているというも生かしながら、
専門的な人の知見を入れていろいろ計画をされているということなので、イトヨに関し
ては内外的にPRできるそういうものをつくろうとしているんだと思うんですけれども、
そこに気になるのはでき上がったものが専門家の目で見ても、研究家の例えば目で見ても
イトヨを保存するのに非常にすばらしい設備としてでき上がりました。けれども、住民か
ら見たらあれは何なんだとかいう話が出はしないのかというのが非常に気になっている
ところです。専門家の目で見ても設計をして後でみんなにお示しします、こういうこと
でつくりますというのができ上がってから住民が知るのではなく、そこに今までずっと町
長も言っていますけれども、協働によるまちづくりという視点を入れるべきではないの
かと思うのがまず1つと、先ほど単独ではそれぞれの事業しかできないので全体を見渡
すような事業は難しいという話だったので、そこでは機能を先ほど言うゾーニングとか
いう概念の機能する部署というのではないのか。その2点、お伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） ゾーニングに関しては以前お示しして、駅裏のあたりは産業用
地として使用したいということでゾーニングはお知らせしている。詳細には決まってい
ないというのがありますが、そういったことでお示しはしているということござい

ます。

それから、イトヨとかの郷土財のエリアについてもいろいろ専門的な部分で入れなければならない部分がございますので、そういったことが先行しているというところがございます。ただ、皆さんの意見を聞く場面もどこかでは設けていければとは思いますが。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。進行いたします。

3項復興政策費。進行いたします。

6項復興土木費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 道路補修工事ということで内容を確認させてください。先ほどのものなのか何か。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 先ほどと同じでございます。これはこのほかにももっと小さいものもあるんですけども、いろいろ復興庁と協議した中で申請額を出して、その分、さらにこの分が上積みができたということで考察していただいて、これをさらに今後使っていきたい。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。さっきの話の中で単独案件でない小さい部分もあるから、その分が500何がしお金が不足したということなんですね。わかりました。ということは、ちょっと私勘違いしたんです。ということは、要するに単独案件があつて予算があると普通予算があつて確保して議決してもらって事業費を確保した中で次に単独案件を議決してもらおうというのが順番なのかというところでこの500何がしのお金がそういうところでちょっと不安だったのでそういうやり方が正しいやり方ということでよろしいですね。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（那須 智君） 年度当初に見込んだ額をとっておいて、その分については発注した。さらに、その後も復興庁とというか予算はとっておいた。復興庁と協議が調った段階で現予算の中で発注した。ただ、復興庁と協議した中でさらに今の現予算よりも申請がとれたので、その分を今回補正したということでございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7項復興都市計画費。進行いたします。

8項復興用地建築費。進行いたします。

24ページ。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第87号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第88号 令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第88号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 議案第88号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は前年度繰越金及び納付金確定に伴う予算の調整及び補助金等の精算返還金の計上が主な内容でございます。

第1表歳入歳出補正予算のうち、歳入でございます。

5款県支出金2項県補助金補正額32万4,000円の増。主なものは特別交付金の決算見込みによる増額でございます。

9款1項繰越金補正額2,008万3,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金でございます。

2ページをお開き願います。

歳出です。1款総務費2項徴税費補正額32万4,000円の増は、制度改正に伴うシステム改修費の計上によるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療費給付費分補正額601万7,000円の増、同じく2項後期高齢者支援金等分補正額89万円の増、3項介護納付金分補正額137万円の増は

納付金確定に伴う増額でございます。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金補正額1,180万6,000円の増は、前年度補助金等の精算に伴う返還金の計上による増額でございます。

以上、令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,040万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,921万9,000円とする補正でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。一括します。

6 ページをお開きください。

歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第88号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第89号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第89号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1 ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金補正額415万円の増は、社会資本整備総合交付金の増によるものです。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金補正額1,281万6,000円の増は、一般会計繰入金です。2 項基金繰入金補正額5,767万5,000円の増は、復興交付金事業のうち町方地区雨水排水路整備工事に伴う東日本大震災復興交付金基金繰入金の増額によるものです。

6 款 1 項繰越金補正額491万4,000円の増は、前年度繰越金であります。

8 款 1 項町債補正額2,230万円の増は下水道事業債であり、事業費の精算による増額であります。

次のページ、2 ページ目をお開きください。

歳出です。1 款 1 項下水道管理費補正額1,283万1,000円の増は、地方公営企業法的化業務委託料、下水道施設修繕料であります。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費補正額907万3,000円の増は、沢山地区污水管路新設工事及び公共升設置工事の増によるものです。

4 款 1 項公債費補正額305万1,000円の増は、町債利子償還金であります。

6 款復興費 1 項下水道整備費補正額7,690万円の増は、町方地区雨水排水路整備工事であります。

3 ページ目をお開きください。

第2 表地方債補正です。変更です。起債の目的、下水道事業。補正前の限度額 2 億 6,890万円を補正後は2,230万円増額して限度額 2 億9,120万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億185万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,406万3,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。3 ページをお開きください。

第2 表地方債補正変更。進行いたします。

6 ページをお開きください。

歳入です。一括します。東梅康悦君。

○9 番（東梅康悦君） 繰入金の関係で確認させてください。一般会計繰入金ということで1,281万6,000円が計上されています。今さっき賛成しました一般会計の補正予算では下水道事業特別会計繰り出しということで1,127万8,000円という表示があります。突合しないんですが、その理由は何なのでしょう。22ページ、一般会計。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 突合しないところは一般会計の20ページ土木費、そちらに下水道事業特別会計繰出金153万7,000円、こちらが計上されているから突合しないというものであります。（「わかりました。足し算すると合体します。合致しますね。了解です。ごめんなさい」の声あり）

○議長（小松則明君） 歳入を終わります。

7ページ、歳出。一括します。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第89号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第90号 令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第90号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金補正額982万7,000円の減は、一般会計繰入金の減であります。

6款1項繰越金1,002万6,000円の増は、前年度繰越金であります。

8款1項町債補正額210万円の増は、漁業集落排水処理事業債で事業費の精査による増額であります。

次ページ、2ページ目をお開きください。

歳出です。1款1項下水道管理費補正額230万円の増は、地方公営企業法的化業務委託料であります。

2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費補正額42万7,000円の

減は、人件費であります。

4 款 1 項公債費補正額42万6,000円の増は、町債利子償還金であります。

3 ページ目をお開きください。

第 2 表地方債補正です。変更です。起債の目的、漁業集落排水処理事業。補正前の限度額 1 億1,250万円を補正後は210万円増額して限度額 1 億1,460万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ229万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,486万1,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。3 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正変更。進行いたします。

6 ページをお開きください。

歳入、一括します。（「なし」の声あり）歳入を終わります。

7 ページ、歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第90号令和元年度大槌町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 13 議案第 91 号 令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第91号令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） それでは、補正予算書の1 ページ目をお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算書補正のうち、歳入。1 款保険料 1 項介護保険料補正額933万

7,000円の減は、現年度分特別徴収保険料の減によるものであります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金補正額947万6,000円の増は、現年度分低所得者保険料軽減繰入金及びその他繰入金の増によるものであります。同じく、2 項基金繰入金補正額534万9,000円の減は、前年度繰越金の充実に伴う介護給付費準備基金繰入金の減によるものであります。

8 款繰越金 1 項繰越金補正額5,997万9,000円の増は、平成30年度精算に伴い繰り越すものであります。

2 ページ目をお開き願います。

歳出。5 款介護予防支援事業費 1 項介護予防支援事業費補正額13万9,000円の増は、旅費、負担金補助金及び交付金の増によるものであります。

6 款基金積立金 1 項基金積立金補正額2,588万3,000円の増は、平成30年度の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金補正額1,696万9,000円の増は、平成30年度の精算に伴う国庫等への返還金であります。同じく、3 項操出金補正額1,177万8,000円の増は、平成30年度の精算に伴う一般会計への操出金であります。

以上、令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,476万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,799万5,000円とする補正であります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5 ページをお開きください。

歳入。一括します。（「なし」の声あり）歳入を終わります。

6 ページをお開きください。

歳出。一括します。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第91号令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 5 5 分

○

再 開

午後 1 時 1 0 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第 1 4 議案第 9 2 号 令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第92号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） それでは、議案第92号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて御説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算は保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額及び前年度分の事務費等の精算に伴う補正であります。

第 1 表歳入歳出補正予算のうち、歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料補正額590万1,000円の増は、保険料の決算見込みによる増額でございます。

6 款 1 項繰越金補正額111万3,000円の増は、前年度繰越金を計上するものでございます。

2 ページをお開き願います。

歳出でございます。2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金補正額636万1,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額でございます。

3 款諸支出金 2 項繰出金補正額65万3,000円の増は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものでございます。

以上、令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額の歳入歳出それぞれ701万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億3,186万5,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。

歳入。一括します。（「なし」の声あり）歳入を終わります。

6ページをお開きください。

歳出。一括します。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第92号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第93号 令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第93号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用補正予定額3,146万6,000円の増。第1項営業費用補正予定額3,146万6,000円の増は、人事異動による人件費の増額とアセットマネジメント策定業務委託料の増額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,865万5,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,335万4,000円、当年度分

損益勘定留保資金1,530万1,000円で補填するものとするに改める。

収入。第1款資本的収入補正予定額788万円の減、第5項工事負担金補正予定額788万円の減は、主に遠隔監視システムの工事の減による工事負担金の減額であります。

支出。第1款資本的支出補正予定額788万円の減、第1項建設改良費補正予定額788万円の減は、主に遠隔監視システム工事の減によるものであります。

第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければならない流用することのできない経費4,254万7,000円を5,290万9,000円に改める。

第5条、予算第10条の次に1条を加える。

第11条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、アセットマネジメント策定業務委託。期間、令和元年度から令和2年度。限度額、2,000万円。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページをお開きください。第5条債務負担行為。進行いたします。

5ページをお開きください。令和元年度大槌町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、全部。6ページまで。進行いたします。

7ページ、令和元年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。営業収益。営業費用。

8ページに入ります。営業外収益。営業外費用。特別利益。特別損失。予備。

9ページに入ります。令和元年度大槌町水道事業予定貸借対照表、10ページ上段まで。進行いたします。

負債の部、11ページ上段まで。進行いたします。

資本の部。進行いたします。

12ページ、収益的収入及び支出1款水道事業費用1項営業費用。

13ページに移ります。資本的収入及び支出1款資本的収入5項工事負担金。進行いたします。

2、支出。1款資本的支出1項建設改良費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第93号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めること

についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 認定第1号 平成30年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第2号 平成30年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第3号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第4号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第5号 平成30年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第6号 平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第7号 平成30年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長(小松則明君) 日程第16、認定第1号平成30年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第7号平成30年度大槌町水道事業会計決算の認定まで、決算7件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算7件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、決算7件の審査については議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により年長委員の阿部三平君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後 1時22分